

親のいない子どもたちへの「子ども手当」の支給等を求める意見書

2010年1月18日の子ども手当に関する厚生労働省による説明会で、残念な実態が明らかになった。

(1)子ども手当の支給につき、児童手当の制度設計を踏襲しているため、親（未成年後見人含む）がいない子どもには支給されない。(2)実親がいても、虐待を受けた子ども、親が服役中の子どもなどには支給されない。(3)児童養護施設、乳児院、里親家庭で育つ子どもの養育者に支払われるのではなく、養育していなくても実親に支払われる。(4)支給対象とならない子どもは推定5,000人程度である。というものである。

2月9日の衆議院予算委員会では、長妻厚生労働大臣から、施設にいる子どもについては、安心子ども基金から支給される、という答弁があった。しかし、里親家庭については支給体制が整えられず、検討課題とされている。

そもそも子ども手当は、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。親がいないというハンデを負っている子どもに対し、さらに差別的な扱いをすることは、承認できるものではない。

親のいない子どもや虐待を受けている子どもなどが子ども手当を受け取れる仕組みが必要である。親が育てることができない子どもたちが差別をされず、当然の権利として子ども手当を受け取り、社会の一員として育つことができることが望まれる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するという子ども手当制度の趣旨をかんがみて、下記の措置を講じられるよう強く要請するものである。

記

- 1 親のいない子どもや親が不詳の子どもに対しても、親のいる子どもと同じく子ども手当が支給される制度設計にすること。
- 2 親がいて児童養護施設等に入所する子どもや里親に委託された子どもには、現に養育に当たる者と実親の状況に即して、子ども自身の成長発達に使われるように子ども手当を支給すること。
- 3 親のいない子どもや親が不詳の子どもには、速やかに未成年後見人を選任し、児童養護施設や乳児院、里親との連携を行う仕組みをつくること。
- 4 未成年後見人の選任に関して、実態にあった法制度を整えること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子